

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE	Miura Printing Corporation
----------------------	----------------------------

最終更新日：2015年6月26日
三浦印刷株式会社

代表取締役社長 日達 浩造

問合せ先：取締役人事部長兼経理部、総務部担当 須川 直輔 TEL：03-3632-1111

証券コード：7920

http://www.miura.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速・的確に対応できる組織体制づくりと、株主価値を高める公正な経営システムの構築を最重要施策と位置付けており、株主・投資家の皆様のご意見等を経営に迅速に反映させたいと考えております。今後も、経営内容の透明性を高めるため、社外取締役及び社外監査役の選任、内部統制システムの整備・強化とともに、コンプライアンスの充実を図ってまいります。また、決算の迅速な情報公開を今後も推進するとともに、ホームページによる営業活動や財務情報開示など幅広い情報提供にも努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
AG投資事業有限責任組合	8,403,000	26.21
王子ホールディングス株式会社	1,201,089	3.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,171,255	3.65
三浦総業株式会社	1,105,070	3.44
凸版印刷株式会社	1,004,400	3.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・DIC株式会社口）	901,200	2.81
三菱製紙株式会社	877,883	2.73
東洋インキSCホールディングス株式会社	767,193	2.39
明治安田生命保険相互会社	755,098	2.35
三浦 久司	720,461	2.24

支配株主（親会社を除く）の有無	---
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

//経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村 彰利	他の会社の出身者							☐				
申 祐一	他の会社の出身者							☐				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 彰利		----	当該社外取締役は、当社が業務・資本提携契約を締結いたしましたアスパラントグループ株式会社の代表取締役社長であります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に活かしていただけると判断しております。
申 祐一		----	当該社外取締役は、当社が業務・資本提携契約を締結いたしましたアスパラントグループ株式会社のプリンシパルであります。経営戦略と金融についての幅広い知識と高い見識を有しており、当社の経営に活かしていただけると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画及び監査計画に基づく監査結果の内容を受け、意見交換を行うなど会計監査人と連携を図っております。
当社の内部監査部門である監査室は、部門別業務監査を行い、実施した当該業務監査の結果について監査役に適宜報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2 名
----------	-----

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	更新2 名
------------------------	-------

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩崎 和泉	税理士													○
三木 康史	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎 和泉	○	----	当該社外監査役は、税理士として、税務・会計に関する専門性の高い知見・識見を有し、取引所が定めた属性に該当せず、一般株主と利益相反の恐れがないものと判断しております。
三木 康史	○	----	当該社外監査役は、金融機関における豊富な経験と、企業経営者として広い見識を有し、独立の第三者の立場で公正かつ適正に職務を遂行いただけると判断いたしました。また独立性に関しても当社主要取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行を平成14年1月に退職し13年経過しているため一般株主との利益相反の恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	更新2 名
--------	-------

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は一定程度の定額をもって取締役の生活及び職務専念を安定させるとともに、業績向上のインセンティブとなる部分も加味することが一般論として妥当であると認識しております。今後とも当社の報酬体系につきましては引き続き検討を重ねてまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った役員報酬・・・ 38百万円
監査役に支払った役員報酬・・・ 7百万円
社外役員に支払った役員報酬・・・ 8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は役員就業規程に従い、株主総会で決議された報酬額の限度内において、世間水準、職務内容及び従業員給与とのバランス等を勘案して決定しております。
また、その決定方法は、取締役の報酬に関しては取締役会の決議、監査役の報酬に関しては監査役の協議によるものであります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフはおりませんが、各部門のスタッフが必要に応じて調査・資料作成等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、社外取締役及び社外監査役を置き、取締役会及び監査役会が業務執行の監督及び監査を行っております。監査役は執行部門からの独立性を担保し、取締役の職務執行を監査できることから、当社は監査役設置会社の形態を採用しております。

取締役会は代表取締役会長、代表取締役社長、及び取締役6名の計8名で構成されており、月1回の定例会の他、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。会社業務の執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審議機関として、当社及びグループ各社の取締役が中心となり構成する経営会議を必要に応じ機動的に開催し、経営上の重要事項に対する意思決定の迅速化と監督強化を図っております。グループ各社の取締役は業績の推移等を、当社経営会議において定期的に報告するとともに、特に重要な事項については当社と事前に協議する体制を構築して運営しております。

当社は、執行役員制度導入により、取締役の意思決定及び業務監督機能と執行役員による業務執行機能を明確に区分し、執行役員は適正な権限委譲のもとで業務執行にあっております。さらに、内部監査機能強化を図るため監査室(2名)を社長直轄の組織として設置し、社内におけるコンプライアンスの徹底を図るためのチェック機能を果たしております。また、監査室が各社取締役等の業務執行行為の法令及び定款への適合の有無、その他損失の危険の有無に関する監査を行い、グループ各社の適正な管理を行っております。

内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況について、監査室が監査計画書に基づき全部門を対象に業務監査を実施しており、監査結果は代表取締役会長、代表取締役社長及び取締役に報告しております。監査対象部門に対しては、改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善の措置状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

監査役会は社内監査役1名及び社外監査役2名の計3名で構成されており、監督機能向上を図っております。また、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じて、取締役の職務執行について監査を実施するとともに、監査室(2名)から内部監査の結果について適宜報告を受けており、監督機能の実効性向上を図っております。

また、監査役会は会計監査人から監査計画及び監査計画に基づく監査結果の内容を受け、意見交換を行うなど会計監査人と連携を図っております。

なお、社外取締役2名につきましては、企業経営者としての豊富な経験と経営戦略、金融についての高い見識を有しており、当社の経営に活かしていただけてと考えております。

社外監査役につきましては、会社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係に該当する事項はなく、独立性の高い社外監査役であると考えています。また、財務に関する相当程度の知見を有しており、専門性の高い社外監査役、金融機関における豊富な経験と、企業経営者として広い見識を有した社外監査役2名で構成されております。この社外監査役2名を独立役員として指定し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しており、監査機能を充分発揮できる体制をとっております。これにより各監査役による監査の実施で経営の監視機能は十分機能を果たしております。

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 京嶋清兵衛、指定有限責任社員 業務執行社員 大枝和之

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他4名であります。

また当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役及び使用人であるものを除く)及び監査役並びに会計監査人との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営内容の透明性を高めるため、社外取締役及び社外監査役の選任、内部統制システムの整備・強化とともに、コンプライアンスの充実を図っております。

社外取締役2名につきましては、企業経営者としての豊富な経験と経営戦略、金融についての高い見識を有しており、当社の経営に活かしていただけたと考えております。また、社外監査役2名を独立役員として指定し、経営機能の客観性及び中立性を確保しており、監査機能を充分発揮できる体制をとっております。

これらにより、経営の監視機能は十分機能を果たしております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告のビジュアル化を実施しております。

2. I Rに関する活動状況 更新

補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	三浦印刷ホームページ URL http://www.miura.com/ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、経営方針、株主通信（報告書）、株主優待制度
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名 経理部経営企画課 IR担当役員 取締役人事部長兼経理部、総務部担当 須川 直輔 IR事務連絡責任者 経理部長 森澤 威

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理の向上と企業の社会的責任（CSR）重視の経営を展開する基本姿勢として、経営理念と経営方針を基にした「企業倫理規程」「従業員行動基準」を制定しております。
環境保全活動、C S R活動等の実施	環境保全活動といたしましては、環境関連法規やISO基準（ISO14001 平成16年3月取得）に加え、自ら定めた環境方針に基づき、自主的な目的・目標を定め、環境保全に積極的に取り組んでおります。また、FSC森林認証（平成16年9月取得）により「環境に配慮した印刷物」の提案を通して、お得意先の環境保全活動に貢献するよう努めております。 また、美術・芸術等の文化支援、寄付・工場見学受入等による地域交流を推進し、地域に根ざした社会貢献活動を今後も積極的に進めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、その他関連法規に基づく情報開示を適正に実行し、社会との双方向コミュニケーションを促進しております。 また、法制度上求められる情報開示にとどまらず、信頼性があり、ステークホルダーにとって有益な情報を積極的にかつ公正な方法で提供してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社はコンプライアンスの徹底を図る目的で企業倫理委員会を設立し、同時に企業倫理相談窓口も設置しております。

また、今後も企業倫理の向上と企業の社会的責任重視の経営を展開する基本姿勢として、経営理念と経営指針を基にした企業倫理規程、従業員行動基準をもとに取締役、管理職、一般社員に対して、階層別に必要な研修を定期的実施します。

さらに、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要な研修を実施します。

反社会的勢力との関係排除を企業倫理規程、従業員行動基準に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備します。

また、反社会的勢力に対しては警察当局等、外部機関と連携して組織的かつ法的に対応します。

当社及びグループ各社は教育の徹底と内部通報体制の設置により、企業倫理の充実と法令順守の徹底を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規程により、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、その他取締役会が決定する書類（電磁的記録を含む）について関連資料とともに10年間以上保管し管理します。

代表取締役は、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適切に行うよう指導します。

また、取締役及び監査役が、必要に応じてこれらの情報を閲覧できる状態を維持します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は代表取締役に直属する部署として、監査室を設置し、その監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告される体制を構築して運営します。

また、企業倫理、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについてはそれぞれの委員会、プロジェクトにて規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応の指示は代表取締役が行うものとします。

さらに、新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携を確保するための制度の整備・運用を行います。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社は子会社管理規定に基づき情報の共有化、指示・伝達等が効率的に行われる体制を構築して運営します。

また、監査室が各社取締役等の業務執行行為の法令及び定款への適合の有無、その他損失の危険の有無に関する監査を行い、グループ各社の適正な管理を行います。

グループ各社の取締役は業績の推移等を、当社経営会議において定期的に報告するとともに、特に重要な事項については当社と事前に協議する体制を構築して運営します。

当社は企業倫理規定、従業員行動基準並びに企業倫理相談窓口をグループ会社従業員全員への周知を図ります。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人と当該使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の事業規模に鑑み、当面は配置しないこととしますが、監査役からの要請がある場合、必要な期間、監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。配置された者は監査役の指示命令により、職務を遂行いたします。

7. 監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないこと確保する体制

当社取締役及び従業員、並びにグループ会社取締役及び従業員は、法令に違反する事項、会社に著しい損害を与えるおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する事項、その他コンプライアンス上重要な事項を知りえた場合、企業倫理相談窓口を経て監査役に対して、速やかに報告いたします。

また、当社及び当社グループ各社は企業倫理規定において、内部通報を行った者がいかなる不利益も受けないことを規定しております。

8. 監査役の職務遂行について生ずる費用または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

当社は、監査役会が各監査役の職務遂行上、必要と認める費用について会社に請求できるものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。

また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

そして、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受けることとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との関係排除を企業倫理規程、従業員行動基準に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備します。

また、反社会的勢力に対しては警察当局等、外部機関と連携して組織的かつ法的に対応します。

▼その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策の導入は、投資者保護の観点から十分な配慮が求められるものと認識しておりますが、現段階において具体的な施策及び実施時期等については未定であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社における適時開示に関する情報の管理、統括業務は「情報取扱責任者」である取締役人事部長兼経理部、総務部担当が担当し、重要な会社情報の適時適切な開示を正確、公平に行うことを基本姿勢とし、社内におけるコンプライアンスの徹底を図っております。

重要な決定事実及び決算に関する情報については代表取締役会長及び代表取締役社長に報告し、取締役会承認後、適時開示規則に従い速やかに適時開示手続きを行っております。また、重要な発生事実についても同様に適時開示手続きを行っております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、会社業務の執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審議機関として、取締役が中心となり構成する経営会議を必要に応じ機動的に開催し、経営上の重要事項に対する意思決定の迅速化と監督強化を図っております。また、内部監査機能強化を図るため、社長直轄の組織として設置した「監査室」が社内におけるコンプライアンスの徹底を図るためのチェック機能を果たしております。

3. リスク管理体制

当社は、社内のコンプライアンスの徹底を図る目的で「企業倫理委員会」を設置するとともに、「企業倫理相談窓口」を設けており、法令違反の疑いのある行為について、社員が社内窓口または社外弁護士に直接情報提供できる仕組みを整備しております。また、企業倫理の向上と企業の社会的責任（CSR）重視の経営を展開する基本姿勢として、経営理念と経営指針を基にした「企業倫理規程」、「従業員行動基準」を制定しております。

